

令和7年度 行政相談月間（9月から10月まで） 一日合同行政相談所を開設します

- ◇ 総務省では、令和6年度から、行政相談制度及び行政相談委員制度の認知度向上のため、毎年9月から10月の2か月間を「行政相談月間」としました。月間中を中心に、行政相談活動や広報活動を重点的に実施します。
- ◇ 総務省福井行政監視行政相談センターでは、行政相談月間の主要行事として、国や地方公共団体等の行政機関、弁護士・税理士等の専門家が一堂に会する「一日合同行政相談所」を以下のとおり開設します。

9月29日（月）13:00～16:00 ユリウム春江 交流ホール等（坂井市）

10月 3日（金）13:00～16:00 プラザ萬象 小ホール（敦賀市）

10月16日（木）13:00～16:00 あいぱーく今立 多目的ホール等（越前市）

10月23日（木）13:00～16:00 ショッピングシティ・ベル3階 あじさいホール（福井市）

「一日合同行政相談所」では、行政全般に関する相談のほか、遺言・相続・成年後見など民事上の悩みやトラブルについても“ワンストップ”で受け付け、各機関の担当者がその場で対応します。

福井県内の一泊合同行政相談所 開設予定一覧

総務省福井行政監視行政相談センターでは、行政全般に関する相談のほか、遺言・相続・成年後見など民事上のトラブルについても“**ワンストップ**”で受け付ける、「一泊合同行政相談所」を開設します **（相談無料・秘密厳守・予約不要）**。

	福井市会場	坂井市会場	越前市会場	敦賀市会場
日 時	10月23日(木) 13:00～16:00	9月29日(月) 13:00～16:00	10月16日(木) 13:00～16:00	10月3日(金) 13:00～16:00
場 所	ショッピングシティ・ベル 3階 あじさいホール (福井市花堂南2-16-1)	ユリウム春江 交流ホール等 (坂井市春江町石塚21-2-3)	あいぱーく今立 多目的ホール等 (越前市栗田部町9-1-9)	プラザ萬象 小ホール (敦賀市東洋町1-1)
共 催	—	坂井市	越前市	敦賀市
参加予定 機関	福井地方法務局(登記) 福井労働局 福井年金事務所 福井県 福井市 福井弁護士会 福井県司法書士会 福井県行政書士会 北陸税理士会 福井県土地家屋調査士会 行政相談委員 福井行政監視行政相談センター 【12機関】	福井地方法務局(登記) 福井年金事務所 福井弁護士会 福井県司法書士会 福井県行政書士会 北陸税理士会 坂井市 行政相談委員 福井行政監視行政相談センター 【9機関】	福井地方法務局(登記) 武生年金事務所 武生公証役場 福井弁護士会 福井県司法書士会 福井県行政書士会 北陸税理士会 越前市 行政相談委員 福井行政監視行政相談センター 【10機関】	福井地方法務局(登記) 敦賀年金事務所 敦賀公証役場 福井弁護士会 福井県司法書士会 福井県行政書士会 北陸税理士会 敦賀市 行政相談委員 福井行政監視行政相談センター 【10機関】

総務省が行う「行政相談」とは？

総務省の行政相談は、行政に関する相談（苦情、要望陳情など）をお聴きし、**担当行政機関とは異なる立場から関係行政機関等に対して必要なあっせんを行い、その解決や実現を促進するとともに、国民の皆さまの声を行政の制度や運営の改善**に生かしています。

「行政についてこうしてほしい」のほか、「どこに相談したら良いか分からない」等のお問合せにも、お気軽に行政相談をご利用ください。

行政相談の窓口 ※無料・秘密厳守

①総務省福井行政監視行政相談センター

（面談・手紙）

〒910-0859

福井市日之出3-14-15 福井地方合同庁舎2階

（電話）

0570-090110（全国共通番号）

（インターネット）

右のQRコードからアクセスしてください



総務省行政相談センター

まくみみ福井



②あなたの街の「行政相談委員」

福井県内には、総務大臣から委嘱された「行政相談委員」（ボランティア）が各市町に計45人配置され、国民の皆さまの身近な相談相手として活動しています。

（活動内容）

- 定例の行政相談所開設
- 一日合同行政相談所への出席
- 地域のイベント等における特設相談所の開設
- 行政相談懇談会の開催
- 行政相談出前教室・講座の開催

福井行政監視行政相談センター
HP内参照 →

